§17 平等を求める傾向 — 学習カバー

イントロダクション

本節は矯正原理と格差原理の関係を整理し、前者が不当な不平等の補正を要求すること、後者が生得的才能の分布を共通資源とみなしその利得を最不遇者の利益に資する限りで共有する合意を表すことを確認する。さらに、格差原理が互恵性や友愛の理念の一解釈を与える点を扱う。

本日のミッション(目安 15分)

- 1. 穴埋め(§17)のキーワードを確認(7語)。
- 2. 鍵ページに入力して解錠。
- 3. クイズを開いて回答。

鍵ページ

• URL: https://aketn.github.io/rawls3/sec17.html

QRコード(鍵ページURL)



§17. 平等を求める傾向

矯正原理とは、不当な(=受諾に値しない)不平等は矯正を必要とするという原理である。 すなわち、生まれの不平等と自然本性的な(才能や資産の)賦存の不平等は不当なものである ため、何らかの仕方で補正されなければならない。したがって、あらゆる人を平等に扱い、正 真正銘の機会均等を提供するためには、生まれつきの資産が過少な人びとや恵まれない社会的 地位に生まれ落ちた人びとに対して、社会がもっと注意と配慮を払わなければならない、と矯 正原理は主張する。 $(p135\ 1\ 7-11)$

格差原理は矯正原理とは異なるが、その目的の一部を果たしている。格差原理は、生まれ持った 才能の分布を共通の資源とみなし、それが生む利益を全員で分かち合うという公正な合意を表す。 生まれつき恵まれた人が利得を得られるのは、不遇な人々の利益に資するかぎりにおいてである。 生得的な才能や出発点の違いは、それ自体では正義・不正義ではなく、問題はそれに社会制度がど う対応するかにある。不公平な社会構造(例:貴族制やカースト制度)は、偶然の差異を正当化す ることで正義に反している。また、格差原理は〈格差原理が互恵性の構想のひとつを表明してい る〉ともロールズは考えた。また、格差原理は、友愛の原理のひとつの解釈も提供してくれると いう。

自由や平等と比べると、友愛の理念はデモクラシーの理論においてそれほど重視されてこなかった。友愛は政治的概念としての具体性に欠けており、デモクラティックな権利を何ら規定するものではないと考えられてきた。だがその代わりに友愛は、ある種の精神態度および振る舞いの形態を伝えてくれる。それらがなければ、デモクラティックな権利によって表明されている複数の価値が見失われてしまうかもしれない、精神態度と振る舞いの形態をである。あるいはこの点と密接に関連することなのだが、友愛は社会から得られる尊重の一定の平等を表すものと見なされており、そうした尊重は、さまざまな公共的な協定・慣習(conventions)においてや服徒や奴隷根性がないところでははっきり見てとれる。(p141 1 20-p 142 1 1-7)

だが、友愛が格差原理の要求事項を組み込んでいると解釈するならば、友愛は非現実的な構想ではない。私たちが大いに自信を持って正義にかなっていると考えている制度および政策は、少なくともそれらの制度や政策によって許容されている不平等がより不遇な人びとの暮しよさに寄与するという意味において、友愛が求めるものを充足すると思われる。(p142 1 20-p 143 1 1-3)

この解釈における友愛の原理は完全に実行可能である。〈自由・平等・友愛〉という伝統的な理念群も、〈由〉は第一原理に、〈平等〉は第一原理における平等の理念と公正な機会均等とに、〈友愛〉は格差原理に対応する。

確認クイズ(§17 平等を求める傾向)

- 1. 矯正原理は、生得的・社会的な 127 を要求する。
- 2. 格差原理は 128 、利益を 129 分かち合う。
- 3. 不正義は 130 (例:貴族制・カースト) にある。
- 4. 〈ノブレス・オブリージュ〉は 131 という含意も持つ。
- 5.〈自由・平等・友愛〉では、友愛が 132 に対応する。

- 109 純粋な手続き
- 110 不完全な手続き上の正義
- 111 純粋な手続き上の正義
- 112 正義にかなった制度の確立と公正な運用
- 113 純粋な手続き上の正義
- 114 期待効用の代数和(または平均)
- 115 序数的判断
- 116 基数的比較
- 117 社会的基本財の予期
- 118 自己実現のため不可欠
- 119 合理的な人生計画の実行とその成功
- 120 対等な市民としての暮らし
- 121 所得と富の分配によって規定される地位
- 122 家族・階級
- 123 自然本性的賦存
- 124 人生の運・めぐり合わせ
- 125 共通の利益
- 126 偶発的格差の緩和・軽減
- 127 不当な不平等の補正
- 128 生得的才能の分布を共通資源とみなし
- 129 最不遇者の利益に資する限りで
- 130 偶然の差異を正当化する社会構造
- 131 より恵まれた者の追加的な責務
- 132 格差原理
- 133 正義にかなっていること
- 134 自由意志に基づき受容・活用されていること
- 135 制度に関する道徳上の構想
- 136 前提づけられる
- 137 明確な順番
- 138 利益の分かち合いと相互の制限
- 139 公正な取り分
- 140 相互扶助(危険・損失が過大でない範囲での支援)
- 141 他者に危害を加えない
- 142 不必要な苦しみを与えない
- 143 自発的行為に依存せず
- 144 市民一般を拘束
- 145 特定の役割・恩恵受益者